

イスラ ムにおける非ムスリムの 利 (2/13) :

:

明:イスラ ム国家における非ムスリム社会と、イスラ ムにおける非ムスリムの一般的 利について。

目:[事代におけるイスラ ムとノンムスリム](#)

より: IslamReligion.com (サ リフ アル=ア イド博士による)

ED5 Nov 2012

集日 05 Nov 2012

イスラ ムが他宗教の存在を すことについては、 々な がり げられてきました。イスラ ム が に いていること、そして非ムスリムが にムスリム 国に住んでいることを知らずに、ムスリムはすべての人々がイスラ ムを受け入れるまで い けるのだという一部の意 は、イスラ ムに する嫌 感を作り出しています。

ムスリム社会に居住する非ムスリムは、三 に分 されます。これらの分 を理解することは、イスラ ム社会におけるムスリムと非ムスリムの についての理解を深めることに役 立つはずです。

非ムスリムの分

1. 永住者

イスラ ム法学者たちは非ムスリムの居住者たちを「契 の民」(アラビア で「ズィンミ」、または「アハルツ=ズィンマ」) という用 で言及します。それは一部の人々が な すような 蔑的な用 ではありません。アラビア の「ズィンマ」はムスリムの 土に住む非ムスリムのための保 条 を意味し、 似用 である「アハルツ=ズィンマ」は「契 の民」を意味し、それは 言者ムハンマドとムスリムたちによって差し伸べられた契 によって彼らが保 の 象となったことに基づいています

。非ムスリムはムスリム社会において、人 税を支 い、イスラ ム法において述べられる特定の法令を遵守する限りは保 が保 されます。この保 契 は特定の期 に限定されるものではなく、その 象となる人々が条件を たす限り有 であり け⁵ます。「ズィンミ」という用 に潜む良き意 は、カリフ アブ バクル アッ=スィッディ クによるナジラ ンの非ムスリムに宛てられた から、うかがい知ることが出来ます。

‘慈悲あまねく慈 深き神の御名において。本 は神の使徒、言者ムハンマドの 者、神の アブ バクルによってしたためられたものである。彼（言者）は保 を受ける 人の 利をあなたがた自身、あなたがたの土地、あなたがたの宗教共同体、あなたがたの富、保有物、召使い、あなたがたの内の在住者、不在者、あなたがたの修道僧、 者、修道院を含むすべての所有物に してその大小を わず する。あなたはその中のいかなるものを われることも、また所有を制限されることもない ⁴’

もう一つの例としては、著名なイスラ ム学者であるイマ ム アル=アウザ イ による、アッバ ス朝の 督サ リフ ブン アリ ブン アブドッラ へ宛てられた、契 の民についての があります。“彼らは奴 ではない。したがって、自由民である彼らの身分を 更 することについて注意しなさい。彼らは契 の民なのである。”⁶

その事 を 知して、ロン ランド はこう しています。

‘被支配民にキリスト教への改宗を 制したキリスト教帝国とは 照的に、アラブ人たちは宗教的少数派を 知し、彼らの存在を受容しました。ユダヤ教徒、キリスト教徒、ゾロアスタ 教徒は契 の民として知られるようになりました。言い えるなら、 国家は地位の保 を享受することが出来たのです。’⁷

2. 寄留者

この分 には二 があります。

1) 非ムスリム国家の居住者で、ムスリム国家に出稼ぎ、留学、ビジネス、外交的任 などによって一 的に滞在する中、 められた和平条 、国 定、その他の によってムスリムと和睦している者たちのこと。イスラ ム法学者たちは彼らのことをアラビア で「 定を

した者たち」を意味する「ムア ハドゥ ン」⁸として言及します。

2) 非ムスリム国家の居住者で、ムスリム国家に出稼ぎ、留学、ビジネス、外交的任務などによって一時的に滞在するも、ムスリムとの和平条約がばれていない者たち、またはムスリムと争状にある者たちのこと。イスラーム法学者たちは彼らのことをアラビアで「保を求める者」を意味する「ムスタアミヌ ン」⁹として言及します。

各には共通する一般的権利があり、各限定の権利もあります。ここではなにも触れることを避け、最も一般的かつ共通の権利についてのみ言及します。

非ムスリムの一般的 権利

「人」という言葉は比喩的新しい表現であり、第二次世界大戦が終った1945年の国連の立、1948年の国連の世界人権宣言によって日常的に使われ始めました⁸。

国法における権利は比喩的新しいものですが、人という概念そのものは新しくはありません。1400年以上も前にイスラームによってもたらされた人権と、国連による世界人権宣言について比較するのであれば、イスラームによってもたらされた極めて高い水準の権利について明らかにすることが出来るでしょう⁹。

この権利は人の知的努力によってもたらされたものではありません。イスラーム的権利の源泉は神そのものなのです。神による権利は、人の必要性に適合する真の普遍性と深みを与えます。それは人を益するものすべてを提供し、いかなる害からも守ります。客観的な研究からは、このような権利がき出されるはずで、「これらの権利に大なる配慮をし、し、を述べ、明らかにし、表し得る宗教、または権利は、地球上にはイスラーム以外に存在しないのです。」¹⁰

イスラームの法的 規定であるシャリ アは、ムスリムだけに 権利を与えるに留まりません。その特すべき特の一つとして、非ムスリムがその 権利の多くを共有することが げられます。事、原 としては非ムスリムもムスリムと同じ 権利と を有し¹¹ます。

こうした宗教的一面はイスラーム独自のものであり、おそらくいかなる世界宗教からも同 のことを 出すことは出来ないでしょう。例えばキリスト教を てみると、トロント大学のジョセフ ヒ ス教授はこのように述べています。「バイブルを 底的に しても、「

利」という が一度たりとも言及されていないことなど言うまでもないでしょう。その
のキリスト教思想の1500年 を い摘んでみても、いかなる 利を 出すことも出来ないでし
ょう。なぜなら、 利といった概念そのものが完全に欠如しているからです。 [112](#)

非ムスリムはイスラ ムにおいて多くの 利を有します。ここではその中でも最も重要な
物である、信仰の自由、 く 利、居住の 利、移 と教育の自由に って焦点を当てます。

Footnotes:

[1](#) Zaydan, Dr. Abd al-Karim, ‘Ahkam al-Dhimmiyin wal-Musta’ minin,’ p. 20

[2](#) Zaydan, Dr. Abd al-Karim, ‘Ahkam al-Dhimmiyin wal-Musta’ minin,’ p. 35

[4](#) Abu Yusuf, *Kitab al-Kharaj*, p. 79

[5](#)

アル=アウザイ (ヒジュラ 157年/西 774年没)：正式名アブ アムル アブドッラフマ ン。彼はマ リク法学派にな
アフリカにおいて われていた法学派のイマ ムであり 立者で、バイル トの港町で亡くなるまでシリアで生活していま
彼は同 代におけるシリアのイスラ ム法における主たる 威でした。彼はムスリム共同体の「生きた 」を 威ある法源
常に重要 しました。彼の法学派は北アフリカとスペインに まりました。彼はバイル ト近郊に埋葬されています。

[6](#) Abu Ubayd, *al-Amwaal*, p. 170, 171

Zaydan, Dr. Abd al-Karim, ‘Ahkam al-Dhimmiyin wal-Musta’ minin,’ p. 77

[7](#) Landau, R, ‘Islam and The Arabs,’ p. 119

[8](#) “Human Rights.” Encyclopedia Britannica. 2006.

9 Refer to Ghazali, M, 'Human Rights: The Teachings Of Islam vs. The Declaration of the United Nations.'

10 Mutajalli, R.J.H., 'Liberties And Rights In Islam,' p. 22-23

11 Zaydan, Dr. Abd al-Karim, 'Ahkam al-Dhimmiyin wal- Musta' minin,' p. 62

12 Heath, Joseph, 'Human rights have nothing to do with Christianity,' Montreal Gazette, March 18, 2003

この 事のウェブアドレス:

<https://www.islamreligion.com/jp/articles/375>

著作 2006-2015 断 を禁じます。 2006 - 2023 IslamReligion.com. 断 を禁じます。